

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、看護師国家試験受験資格に必要な単位の修得に向けた科目の設定において、専門基礎分野及び専門分野では、主たる実習病院から、医師・看護師をはじめ延べ49名の医療従事者の協力を得て、具体的事例を示しながら、より実践を理解できる講義を行う。また、臨地実習30単位1,035時間については、主たる実習病院をはじめ、地域の精神病院、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、助産院、こども園など様々な施設と連携・調整を実施する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

静岡市は、静岡市立看護専門学校学則第7条の規定に基づく静岡市立清水看護専門学校に係る教育課程の編成について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取し、もって同校の職業教育の水準の維持向上を図るため、静岡市立清水看護専門学校教育課程編成会議を置く。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
櫻井郁子	公益社団法人静岡県看護協会理事	令和5年4月1日～令和7年3月31日 (2年)	①
渡邊昌子	静岡県訪問看護ステーション協議会会長	令和5年4月1日～令和7年3月31日 (2年)	①
管原清子	静岡県立看護大学看護学部看護学科講師	令和5年4月1日～令和7年3月31日 (2年)	②
水谷美由紀	静岡市立清水病院看護部長	令和5年4月1日～令和7年3月31日 (2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(10月、3月)

(開催日時(実績))

令和4年度 第1回 令和4年10月13日 14:30～15:30

令和4年度 第2回 令和5年3月9日 14:30～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

コロナ禍での学内実習で教員が患者役となり行ったロールプレイングでは学生のコミュニケーションの実際での気づきを活かし、演習に模擬患者導入の可能性を模索しており、行事・課外活動で地域の人々と交流する機会の再開を計画し、コミュニケーション力強化に取り組んでいる。ポジティブなところで実習体験を俯瞰し自己成長を実感する機会となる記録の工夫が評価され、今年度新設した基礎看護学実習Ⅲではリフレクションに焦点をあてる。学生の職業倫理が育つために教員間で学習会を計画し実施している。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

実習では、学内で学んだ各看護学の理論や方法を臨床場面において活用し、看護実践に必要な知識・技術・態度を養うことを狙いとする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

臨床判断力につながるよう、講義では看護実践を臨床の実践者・認定看護師・専門看護師より新しい知識や技術を、演習ではより臨床に近い状況で学生が学べるよう協力を得ている。臨地実習では、地域で暮らす対象とその支援についての理解を深められるよう、多様な暮らしている場に入りさまざまな発達段階・健康状態にある対象や支援者と関わって得た学びを活かせるようにしている。静岡市立清水病院では臨地実習30単位のうち17単位を実施するため、臨床指導者との会議を年間8回程度実施し、学生のレディネスを理解した指導や実習指導について意見交換を行いよりよい指導につなげている。新カリキュラムで依頼した施設も多く、実習環境を整える機会を設けている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習Ⅰ	看護の対象者との関わりを通し、自己の傾向を知り、看護におけるコミュニケーションについて体験的に学ぶ。	静岡市立清水病院
基礎看護学実習Ⅱ	対象理解に必要な情報を理解し、看護的な気づきから対象理解を深め、対象の望ましい姿に近づくための援助を考え、日々の実践との関連を見出す。	静岡市立清水病院
基礎看護学実習Ⅲ	自己の看護実践を省察し、他者からの意見をふまえ、よりよい看護を追求し、看護者として自己を高める。	静岡市立清水病院
成人看護学実習	急性期にある対象を理解し、急性の経過に合わせた看護を考え実践する。	静岡市立清水病院
統合実習	チーム医療を担う看護専門職の役割を理解し、臨床判断思考を活用しながら看護を実践する能力を養う。	静岡市立清水病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教員は、専門領域における看護実践能力及び教育実践能力の修得・向上のため、実習施設等と連携して研修等を実施する。

臨床研修は、最新の診療の補助技術や日常生活の援助技術など教員として最も基本とする看護実践能力を高めるとともに、それらの経験を看護基礎教育に活用させることを目的として行う。看護実践現場で、実習施設等の職員の指導を受け実施する。

看護教育研究研修は、教員各人に対して、専門領域における看護実践能力及び教育実践能力を効果的かつ効率的に開発することを目的として行う。

新教育課程開発研修は教員全員が参加し、看護教育課程の編成能力を養う目的で行う。この研修は原則として年4回以上の集合研修として実施する。

継続教育研修は、新任、中堅、熟達教員それぞれが、学校組織の中で求められる役割と職責を遂行できるようにキャリア形成支援の目的として行う。

研究調査は、日々の教育活動のなかに課題を見出し研究調査することを通して、研究能力の向上を図ることを目的とする。実習施設などの看護実践現場で実施されている研究活動に参加、アドバイザーとして支援することもこれに含まれる。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「精神看護学実習前研修」(連携企業等: 静岡県立こころの医療センター)

期間: 令和4年4月25日(月) 対象: 看護教師2名

内容: 精神看護の実際を学び、学生の実習指導に役立つ

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等: 共立蒲原総合病院)

期間: 令和4年8月8日(月) 対象: 看護教師1名

内容: 老年看護の実際を学び、学生の実習指導に役立つ

研修名「臨床研修」(連携企業等: 静岡県立こころの医療センター)

期間: 令和5年2月27日(月)～3月10日(金) 土日を除く10日間 対象: 看護教師1名

内容: 看護師の業務に実際に関わって看護実践力を高めるとともに、看護の現状と取り組みを理解し学生指導に役立つ

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「県立こころの医療センター実習前研修」(連携企業等: 県立こころの医療センター)

期間: 令和4年4月28日(木) 対象: 看護教師1名

内容: 新型コロナウイルス感染症予防対策について病院の取り組みを理解し、学生が安全に実習する力を施設と学校が協力して高める

・看護教育研究研修

1人1回以上の学会・研修会参加

・教育課程開発研修

『学生が自ら学ぶようなしかけのある授業・学生へのかかわり』、『臨床判断を意識した看護の方法と形態機能学のつながりある

授業展開』をテーマに学習会7回開催

・継続教育研修

静岡県看護教員継続研修(成長発達別全期対象) ①令和4年7月21日・8月1日 1名受講

静岡県看護教員継続研修(トピックス) 令和4年8月19日 2名受講

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等: 医療法人社団健寿会 山の上病院)

期間: 令和5年5月15日(月) 対象: 看護教師1名

内容: 老年看護の実際を学び、学生指導に役立つ

研修名「精神看護学実習前研修」(連携企業等:医療法人社団宗美会 清水駿府病院)

期間:令和5年6月5日(月)・6月6日(火) 2日間 対象:看護教師1名

内容:精神看護の実際を学び、学生指導に役立てる

研修名「老年看護学実習前研修」(連携企業等:共立蒲原総合病院)

期間:令和5年8月7日(月) 対象:看護教師1名

内容:老年看護の実際を学び、学生指導に役立てる

研修名「臨床研修」(連携企業等:訪問看護ステーション駿河)

期間:令和5年8月7日(月)～令和5年8月9日(水) 3日間 対象者:看護教師1名

内容:訪問看護師の業務に実際に関わって訪問看護の実際を学び、看護実践力を高めるとともに、在宅看護の現状と取り組みを理解

②指導力の修得・向上のための研修等

・看護教育研究研修

1人1回以上の学会・研修会参加

・教育課程開発研修

職業倫理を育むための取り組みと看護研究の授業に向けた学習会10回

・継続教育研修

静岡県看護教員継続研修(中堅期) 令和5年7月23日・8月14日・8月15日 3名受講

静岡県看護教員継続研修(トピックス研修) 令和5年8月9日 1名受講

日本看護学校協議会新任看護教員研修 令和5年8月14日～8月18日 1名受講

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を行い、自己点検・自己評価結果を客観的に検証し、自己評価結果の客観性・透明性を高める。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	(1)教育理念・目標
(2)学校運営	(2)学校運営
(3)教育活動	(3)教育活動
(4)学修成果	(4)卒業・就業・進学
(5)学生支援	(5)学生支援
(6)教育環境	(6)教育環境
(7)学生の受入れ募集	(7)学生募集
(8)財務	(8)財務
(9)法令等の遵守	(9)法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	(10)社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	(11)国際交流
	(12)教育力の向上

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

自己点検・自己評価を客観的に行い、看護学科と助産学科がある良さを活かして連携して取り組み、学生の成長につながっていることが評価された。その取り組みを含め、本校の魅力を教職員・学生とともに発信強化に取り組んでいる。また、多様な倫理観をもつ学生が、専門職としての倫理を育むための関わりについて学習会を計画的に行っている。

教育環境については、以前より課題であった空調修繕を8月に実施予定である。学生がより学びやすい教育環境を整備するために、広く情報発信を行い、様々な関係機関の理解を求め改善につなげていく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和5年5月25日現在

名前	所属	任期	種別
櫻井 郁子	公益社団法人静岡県看護協会理事	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	企業等委員
渡邊 昌子	静岡県訪問看護ステーション協議会会長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	企業等委員
水谷 美由紀	静岡市立清水病院看護部長	令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年)	企業等委員
塚本 尚代	静岡市立清水看護専門学校後援会会長	令和5年5月25日～令和6年3月31日(1年)	保護者代表

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006639.html

公表時期:令和5年5月23日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

実習施設等の医療関係者や学校関係者の理解促進や連携の協力を得ることで、学校運営の改善を図る。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要
(2)各学科等の教育	(2)目標及び計画
(3)教職員	(3)看護学科の教育
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(4)教職員
(5)様々な教育活動・教育環境	(5)キャリア教育等
(6)学生の生活支援	(6)様々な教育活動
(7)学生納付金・修学支援	(7)学生の生活支援
(8)学校の財務	(8)入学者選抜・学費及び入学時のその他の経費・就学支援
(9)学校評価	(9)学校の財務
(10)国際連携の状況	(10)学校評価
(11)その他	(11)その他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

ホームページ

https://www.city.shizuoka.lg.jp/963_000018.html